

## 公益社団法人京のふるさと産品協会賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人京のふるさと産品協会（以下「この法人」という。）の定款第5条第1項第2号で定める賛助会員（以下「会員」という。）について、別に定めるもののほか、この規程に定めることを目的とする。

### (申込)

第2条 この法人の目的・事業に賛同し、この法人に会員として入会しようとする団体及び個人は、理事長に申込み、承認を得るものとする。

### (会費の徴収)

第3条 会費は、既加入団体及び個人にあっては毎年10月31日までに徴収し、新規加入の団体及び個人にあっては入会后速やかに徴収するものとする。

### (理事会への報告)

第4条 理事長は新たに会員となった者及び除名並びに退会した者について、その属性及び入会の承認又は退会若しくは除名した理由を理事会に報告するものとする。

### (その他)

第5条 この法人は、会員からの研修会の講師等の派遣要請に対応するものとする。但し、必要経費は会員が実費相当分を負担する。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは理事会の決議を得て理事長が別に定めるものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年 6月 3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。